

○八戸市ジャズの館条例

平成17年2月18日条例第1号

改正

平成20年6月23日条例第39号  
平成25年12月27日条例第55号  
平成27年2月6日条例第1号  
令和元年9月27日条例第24号

八戸市ジャズの館条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地域住民に文化的交流の場を提供し、ジャズを通じた広域的な交流により地域の活性化を図るため、文化交流施設を設置し、その管理について必要な事項を定めるものとする。

（文化交流施設の名称及び位置）

第2条 文化交流施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ジャズの館南郷
- (2) 位置 八戸市南郷大字中野字館野4番地4  
(指定管理者による管理)

第3条 ジャズの館南郷(以下「ジャズの館」という。)の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

（指定管理者の業務）

第4条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) ジャズの館の使用の許可に関する業務
- (2) ジャズの館の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が必要と認める業務  
(指定管理者が行う管理の基準)

第5条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、ジャズの館の管理を行わなければならない。  
(使用の許可及び条件)

第6条 ジャズの館を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、ジャズの館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に当たって、その使用について条件を付けることができる。  
(使用制限)

第7条 指定管理者は、ジャズの館の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しない。

- (1) 風俗又は公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物又は附属物を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) ジャズの館の管理に支障があると認めるとき。
- (4) その他指定管理者が不相当と認めるとき。  
(使用条件の変更等)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、ジャズの館の使用条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこれに基づく規則又は使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。
- (3) 使用の許可後前条各号のいずれかに該当することが判明し、又は該当することとなったとき。
- (4) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。

2 前項の規定(第4号の場合は、災害等による緊急の必要があるときに限る。)により使用条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消した場合において、当該変更、停止又は取消しにより、第6条の規定によりジャズの館の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)に損害を及ぼすことがあっても、市及び指定管理者はその賠償の責めを負わない。  
(利用料金)

第9条 ジャズの館の利用者は、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 市長は、指定管理者に、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

（利用料金の承認）

第10条 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

2 指定管理者は、前項の承認を受けたときは、速やかにその利用料金を公表しなければならない。

（利用料金の還付）

第11条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、災害その他不可抗力により使用できなくなったとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（利用料金の減免）

第12条 指定管理者は、公益上必要があると認められるとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(目的外使用等の禁止)

第13条 使用者は、ジャズの館の施設又は附属設備を、その許可を受けた目的以外の目的に使用し、又はその権利を他に転貸し、若しくは譲渡してはならない。

(特別設備の設置等の許可)

第14条 使用者がジャズの館の使用に当たって、特別の設備を設置し、又は特殊物品の搬入をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(秩序保持)

第15条 使用者は、ジャズの館の秩序保持及び施設の良好な保全に努めなければならない。

2 使用者及び入館者は、常に当該職員の指示に従わなければならない。

(入館の拒否等)

第16条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、退館を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。

- (1) 感染性疾患があると認められる者
- (2) ジャズの館の秩序又は公益を害するおそれがあると認められる者
- (3) 係員の指示に従わない者
- (4) その他管理上入館を不相当と認める者

(使用者の原状回復義務)

第17条 使用者は、その使用を終わったとき、又は第8条第1項の規定により使用を停止されたとき、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。ただし、同項第4号の場合において、指定管理者がその義務を免除したときは、この限りでない。

2 使用者が前項本文の規定による義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、使用者からその費用を徴収する。

(損害賠償)

第18条 ジャズの館の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、市長の指示するところに従ってこれを原状に回復し、又はその損害の賠償をしなければならない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

2 南郷村の編入の日(以下「編入日」という。)前に南郷村ジャズの館条例(平成12年南郷村条例第1号。以下「旧南郷村条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 編入日前に旧南郷村条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、旧南郷村条例の例による。

附 則(平成20年6月23日条例第39号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月27日条例第55号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第31条及び次条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第2条 第1条の規定による改正後の八戸市公会堂条例第10条第1項の規定による八戸市公会堂の利用に係る料金の承認の申請、第3条の規定による改正後の八戸市文化教養センター条例第10条第1項の規定による八戸市文化教養センター南部会館の利用に係る料金の承認の申請、第14条の規定による改正後の八戸市水産科学館条例第13条第1項の規定による八戸市水産科学館の利用に係る料金の承認の申請、第19条の規定による改正後の八戸市ジャズの館条例第10条第1項の規定によるジャズの館南郷の利用に係る料金の承認の申請、第20条の規定による改正後の八戸市南郷総合交流ターミナル施設条例第10条第1項の規定によるグリーンプラザなんごうの利用に係る料金の承認の申請、第21条の規定による改正後の八戸市青葉湖展望交流施設条例第10条第1項の規定による八戸市青葉湖展望交流施設の利用に係る料金の承認の申請、第22条の規定による改正後の八戸市南郷そば振興センター条例第10条第1項の規定による八戸市南郷そば振興センターの利用に係る料金の承認の申請、第34条の規定による改正後の八戸市南郷農産物直売施設条例第12条第1項の規定による八戸市南郷農産物直売所の利用に係る料金の承認の申請及び第40条の規定による改正後の八戸市市民保養所条例第8条第1項の規定による八戸市市民保養所洗心荘の利用に係る料金の承認の申請その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成27年2月6日条例第1号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月27日条例第24号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第2条 第1条の規定による改正後の八戸市南郷農産物直売施設条例第12条第1項の規定による八戸市南郷農産物直売所の利用に係る料金の承認の申請、第2条の規定による改正後の八戸市ジャズの館条例第10条第1項の規定によるジャズの館南郷の利用に係る料金の承認の申請、第4条の規定による改正後の八戸市南郷総合交流ターミナル施設条例第10条第1項の規定によるグリーンプラザなんごうの利用に係る料金の承認の申請、第5条の規定による改正後の八戸市青葉湖展望交流施設条例第10条第1項の規定による八戸市青葉湖展望交流施設の利用に係る料金の承認の申請、第6条の規定による改正後の八戸市南郷そば振興センター条例第10条第1項の規定による八戸市南郷そば振興センターの利用に係る料金の承認の申請、第9条の規定による改正後の八戸市公会堂条例第10条第1項の規定による八戸市公

会堂の利用に係る料金の承認の申請、第11条の規定による改正後の八戸市文化教養センター条例第10条第1項の規定による八戸市文化教養センター南部会館の利用に係る料金の承認の申請、第29条の規定による改正後の八戸市水産科学館条例第13条第1項の規定による八戸市水産科学館の利用に係る料金の承認の申請、第39条の規定による改正後の八戸市水産総合管理センター条例第11条第1項の規定による八戸市水産会館の利用に係る料金の承認の申請、第45条の規定による改正後の八戸市市民保養所条例第8条第1項の規定による八戸市市民保養所洗心荘の利用に係る料金の承認の申請及び第65条の規定による改正後の八戸市体験学習施設条例第11条第1項の規定による八戸市みなと体験学習館の利用に係る料金の承認の申請その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

## 別表(第10条関係)

## 1 施設利用料金の上限額

区分	使用内容	金額	
ホール	1,000円未満(入館料を徴収しない場合を含む。)の入館料を徴収する場合	夏期	1時間につき 3,130円
		冬期	1時間につき 3,450円
	1,000円以上2,000円未満の入館料を徴収する場合	夏期	1時間につき 4,080円
		冬期	1時間につき 4,490円
	2,000円以上3,000円未満の入館料を徴収する場合	夏期	1時間につき 4,700円
		冬期	1時間につき 5,180円
	3,000円以上の入館料を徴収する場合	夏期	1時間につき 6,280円
		冬期	1時間につき 6,900円

- 備考
- (1) 「夏期」とは5月1日から10月31日までをいい、「冬期」とは11月1日から翌年の4月30日までをいう。
- (2) 「入館料」とは、入館料、会費及び会場整理費その他名称のいかんにかかわらず、催物1回について入館者が支払う対価をいい、座席等により入館の対価の額が異なる場合は、その最高額とする。
- (3) 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。

## 2 附属設備利用料金

区分	単位	金額	
映像設備	1式	使用1回につき	1,850円
音響設備	1式	使用1回につき	8,340円
照明設備	1式	使用1回につき	1,230円
ピアノ	1台	使用1回につき	2,810円
ドラムセット	1式	使用1回につき	800円

備考 1回の使用は、4時間以内とする。